

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和4年6月26日、午後3時50分頃、君津市広岡1359番2地先で発生した車両損傷事故。 相手方所有の普通乗用車が、走行中、舗装路面がはがれてできたくぼみに車輪を落とし、損害が生じたもの。
和解の相手方	個人（東京都目黒区在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、38,482円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和4年8月22日

令和4年8月31日提出

君津市長 石井宏子